(平成19年9月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2(第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、価格だけでなく、建設業者の施工能力等の技術力に関する評価を行い、これらを総合的に考慮して、落札者を決定する総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価競争入札の対象工事は、同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目について提出された技術資料を数値化することにより、企業の技術力と入札価格とを総合的に評価することが適当と認める工事とし、その選定にあたっては、各務原市指名業者審査委員会規程(昭和62年訓令第2号)による各務原市指名業者審査委員会(以下「委員会」という。)で決定する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第3条 市長は、総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

ただし、当該意見聴取において、落札者を決定しようとするときに、あらためて 学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとされたときは、落札者を決定すると きに改めて学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

(入札公告及び入札通知)

- 第4条 市長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、各務原市契約規則(昭和39年規則第9号。以下「規則」という。)第3条の規定に定めるもののほか、次の事項について公告する。
 - (1)総合評価一般競争入札による旨
 - (2)総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準
- 2 市長は、総合評価指名競争入札を行おうとするときは、規則第22条第2項の規 定に定めるもののほか、次の事項について通知する。

- (1)総合評価指名競争入札による旨
- (2)総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準

(技術資料の提出)

第5条 総合評価競争入札に参加を希望する者は、原則として各務原市電子入札実施 要領(平成18年8月17日決裁)による電子入札システムにより入札前に総合評 価競争入札に関する技術資料(様式第1号。以下「技術資料」という。)を市長に提 出しなければならない。

(技術資料の確認)

第6条 契約担当者は、入札前に提出された技術資料の確認のため、落札候補者(第 10条に規定する入札価格が予定価格の制限の範囲内にある評価値の最も高い者 をいう。)より総合評価競争入札に関する技術資料確認書類(様式第2号)を提出さ せるものとする。

(落札者決定基準)

- 第7条 総合評価競争入札を行おうとするときは、落札者決定基準を定めるものとする。
- 2 落札者決定基準は、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要と認め られる基準を委員会においてその都度定めるものとする。

(評価基準)

- 第8条 評価基準は、評価項目、得点配分その他評価に必要な事項を定めるものとする。
- 2 評価基準は、当該総合評価競争入札における必要性及び重要性を総合的に勘案して委員会においてその都度決定する。

(評価の方法)

- 第9条 評価は、各評価項目の得点の合計(以下「評価点」という。)と当該入札者の 入札価格を基に次の各号のいずれかの方法を採用して数値(以下「評価値」という。) を求めるものとする。
 - (1) 加算方式

評価值=技術評価点+価格評価点(100×(1-入札価格/予定価格)

(2) 除算方式

評価値=技術評価点(標準点+加算点)/入札価格 (落札者決定の方法)

- 第10条 落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある評価値の最も高い者 とする。
- 2 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者 を決める。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則(平成19年9月28日決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則(平成22年7月23日決裁)

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。